

豊田市農業委員会議事録

令和5年6月26日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和5年6月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第36号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第39号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第41号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第43号 地域計画目標地図素案決定について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	11番	梅村 貢司	12番	中島 匡代
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司		—————
	—————	17番	林 如実	18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (2名)

15番	伊藤 政和	16番	浅見富士男
-----	-------	-----	-------

< 事務局説明員 >

局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
担当長	安藤 康朗	主任主査	杉本 一浩	主査	神谷 一平
主査	井上 貴道	主査	鈴木 彩	主査	岩月 彰弘

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、15番、伊藤政和委員、16番、浅見富士男委員、以上2名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

17番、林如実委員、18番、杉田雅子委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第36号から第43号までの審議案件8件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第36号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第36号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

49番、畝部東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

50番、竹元町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

51番、若林東町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

52番、加納町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

53番、勘八町の件。

担当推進委員の田中委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

54番、白川町の件。

担当推進委員の山中委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

55番、西市野々町の件。

担当推進委員の山中委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

56番、滝脇町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

57番、小町の件。

担当推進委員の宇井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

58番、須淵町の件。

担当推進委員の市村委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

59番、押井町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第36号で上程されました11件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長：ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第36号は承認決定されました。

令和5年議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和5年議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

6番、住吉町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地等の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、7番、舞木町の件、農業用倉庫です。農地区分は農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農用地利用計画で指定された用途に供するものに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 問題はございません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第37号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第37号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

88番、長興寺の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、市街地に近接する区域にある農地で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、89番、本新町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 2件とも問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、90番、古瀬間町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、91番、矢並町の件、店舗兼住宅です。第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

なお、以降、同基準は、その他2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 2件とも問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

92番、畝部東町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺の居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

西山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

93番、豊栄町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に末野原駅が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、94番、鴛鴨町の件、資材置場、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に永覚駅が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 93、94、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

95番、和会町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、96番、和会町の件、資材置場、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、97番、福受町の件、駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

為井委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

98番、竜神町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、土橋駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、99番、竹町の件、資材置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

100番、前林町の件、流通業務施設です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、101番、高丘新町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

102番、中田町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、市街地に近接する区域にある農地で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、103番、中田町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、104番、駒場町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

105番、越戸町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、越戸駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、106番、枝下町の件、湛水池用地です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

107番、石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

108番、井ノ口町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の伊藤政和委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、109番、神殿町の件、住宅地分譲です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、110番、神殿町の件、残土処分場、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等と定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、111番、花沢町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、112番、大沼町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、以上4件につきましては、担当の浅見委員は御欠席ですが、事前に問題がない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

113番、広幡町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、114番、広幡町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

横糸委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第38号で上程されました27件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。
よって、議案第38号は適当である旨、承認されました。
令和5年議案第39号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第39号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。
8番、鴛鴨町の件、変更内容は事業区域変更です。
本件は、令和5年5月26日付で駐車場及び資材置場として第5条許可を得ました。事業区域内に市の水路があり、当初は占用で利用する予定でしたが、払下げの手続が完了したため、申請地に追加するものです。
なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされております。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、9番、和会町の件、変更内容は、事業目的変更及び事業者変更です。

本件は、平成3年2月28日付で工場及び駐車場として第5条許可を得ました。しかし、造成完了後に申請者が広美工業団地へ計画地を移したため、事業者変更と事業目的変更により事業完了を図るものです。

なお、申請者が変更となるため、同時に農地転用許可申請がなされております。

また、本来であれば、当初の許可後、速やかに事業が行われるべきでしたが、約30年事業が行われていませんでした。当時の許可権者である県が、許可後の事業の進捗をフォローし適正に指導を行っていたら、今回の事案が発生するようなことはありませんでした。しかし、やむを得ず、このような事業計画変更の申請を受けざるを得ない状況となってしまいました。

許可権者が県から市になってからは、このようなことが起きないように、農業振興課が許可後の進捗管理、指導を徹底しております。

以上です。

御意見よろしくお願ひいたします。

為井委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第39号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第39号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第40号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第40号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
5番、清水町の件。

担当推進委員の神谷委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第40号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第40号は承認決定されました。

令和5年議案第41号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政企画課の説明を求めます。

農政企画課： 令和5年議案第41号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により農業委員会
会の意見を求めます。

農業振興地域整備計画変更の農振農用地除外についてです。

38番、汐見町の件、工場の駐車場です。

続きまして、39番、汐見町の件、自動車整備工場です。

続きまして、40番、河合町の件、泌尿器科の診療所です。

続きまして、41番、河合町の件、調剤薬局です。

御意見をお願いいたします。

鈴木委員： 4件とも特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、42番、野見町の件、分家住宅です。

続きまして、43番、矢並町の件、自己用住宅です。

御意見を申し上げます。

築山委員： 2件とも問題なしです。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、44番、鴛鴨町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

石川委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、45番、大成町の件、流通業務施設です。

続きまして、46番、福受町の件、自動車部品の工場です。

続きまして、47番、大成町の件、分家住宅です。

続きまして、48番、福受町の件、分家住宅です。

御意見を願います。

為井委員： 4件とも問題はありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、49番、広田町の件、流通業務施設の駐車場です。

続きまして、50番、中町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

近藤委員： 2件とも問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、51番、高岡本町の件、分家住宅です。

続きまして、52番、若林東町の件、農家住宅です。

御意見を申し上げます。

杉浦委員： 異議ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、53番、中根町の件、農家住宅です。

続きまして、54番、花園町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

土方委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、55番、勘八町の件、自己用住宅です。

御意見を申し上げます。

水野委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、56番、明川町の件、自己用住宅です。

続きまして、57番、東大島町の件、自己用住宅の敷地増しです。

なお、本件につきましては、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に農業委員会事務局に問題ない旨の連絡があったことを聞いております。

続きまして、58番、伊保町の件、墓地です。

続きまして、59番、伊保町の件、自動車販売店、整備工場の駐車場です。

続きまして、60番、大清水町の件、病院の駐車場です。

続きまして、61番、保見町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

横条委員： 4件とも異議ありません。

農政企画課： ありがとうございました。

会 長： 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第41号で上程されました24件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第41号は承認決定されました。

令和5年議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」。

農政企画課の説明を求めます。

農政企画課： 令和5年議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年7月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第42号資料①は、利用権の総括表になります。議案第42号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第42号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3番、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和5年7月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、18筆、1万5,610平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第42号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第42号は承認決定されました。

令和5年議案第43号「地域計画目標地図素案決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第43号「地域計画目標地図素案決定について」。

農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した地域計画目標地図素案を別紙のとおり決定する。

今回議案上程した目標地図素案は、記載のとおり、3地域です。保見地区の伊保町、貝津町、浄水町、東保見町、保見町、足助地区の上切山町、西檜尾町、稲武地区の大野瀬町になります。

目標地図は、農業上の利用が行われる区域、いわゆる守るべき農地における10年後に目指すべき農地利用の姿で、農地1筆ごとに誰が担うかを明確にした図面で、農業委員会がその素案を作成し、市へ提出するものでございます。

これから順次、3つの目標地図素案の区域内の状況について、概要を簡潔に説明いたします。また、プロジェクターで市へ提出する目標地図素案の原本を映します。地図の簡易版については、当日配布資料の4ページから6ページに添付しておりますので、どちらかを御覧いただきながら説明をお聞きください。

まず、保見地区の伊保町、貝津町、浄水町、東保見町、保見町の目標地図素案から説明をいたします。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総筆数は610筆、総面積は90.3ヘクタールになります。そのうち、地域の担い手及び自作農家ごとに着色をしております。

具体的に、ピンク色が有限会社はっぴー農産で、総筆数が345筆、総面積が49.9ヘクタールになります。

茶色が山田宏之氏で、総筆数が23筆、総面積が3.1ヘクタールになります。

赤色がT A I K E Iファーム株式会社で、総筆数が20筆、総面積が1.1ヘクタールになります。

黄色が太啓建設株式会社で、総筆数が6筆、総面積が1ヘクタールになります。

緑色が自作農家で、総筆数が216筆で、総面積が35.2ヘクタールになり

ます。

御覧いただいたように、本地域については、有限会社はっぴー農産ほか3つの担い手を中心に、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積、集約を進めてまいります。

なお、この目標地図素案については、6月21日に開催した保見地区の協議の場である地域営農協議会において情報提供を行い、了解を得ております。

保見地区の伊保町、貝津町、浄水町、東保見町、保見町の説明については以上になります。

次に、足助地区の上切山町、西檜尾町の目標地図素案について説明をいたします。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総筆数は95筆、総面積は8.7ヘクタールになります。そのうち、当該地域の担い手である農事組合法人阿摺及び自作農家に着色をしております。

具体的には、ピンク色が農事組合法人阿摺で、総筆数が62筆、総面積が5.6ヘクタールになります。

緑色が自作農家で、総筆数が33筆で、総面積が3.1ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、農事組合法人阿摺を中心に、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約化を進めてまいります。

なお、この目標地図素案については、6月13日に開催した足助地区の協議の場である地域営農協議会において情報提供を行い、了解を得ております。

足助地区の上切山町、西檜尾町の説明については以上になります。

次に、稲武地区の大野瀬町を説明いたします。

目標地図素案の区域内として位置づけた農地の総筆数は315筆、総面積は24ヘクタールになります。そのうち、当該地域の担い手である農事組合法人大野瀬温及び自作農家に着色をしております。

具体的には、赤色が農事組合法人大野瀬温で、総筆数が296筆、総面積が22.3ヘクタールになります。

緑色が自作農家で、総筆数が19筆で、総面積が1.8ヘクタールになります。

御覧いただいたように、本地域については、農事組合法人大野瀬温を中心に、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約化を進めてまいります。

なお、この目標地図素案については、6月20日に開催した稲武地区の協議の場である地域営農協議会において情報提供を行い、了解を得ております。

本議案の説明については以上になります。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

何かあればどうぞ。よろしいですか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第43号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第43号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案22ページ及び別紙配付資料7ページ及び8ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案23ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

62番、本町の案件から、25ページを御覧ください、71番、滝脇町の案件までの10件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案26ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

5番、若林東町の案件から、7番、押井町の案件までの3件について、いずれも2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案27ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

18番、井上町の共同住宅の案件から、19番、金谷町の資材置場までの2件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案28ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について。

86番、常盤町の自己用住宅の案件から、32ページを御覧ください、104番、梅坪町の駐車場及び車両展示場の案件までの19件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時37分)